

各指定就労移行支援事業所 管理者様  
各指定就労継続支援 A 型事業所 管理者様  
各指定就労継続支援 B 型事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部  
障がい支援課長  
運営指導課長

### 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について

平素は、本市障がい者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和2年2月20日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」が示されました。

つきましては、本市における取扱いは次のとおりとなりますので、ご確認のうえご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 記

- 1 就労継続支援 A 型・B 型事業所における生産活動収入の大幅な減少の取扱い  
別添資料（参考）の令和2年2月20日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」をご参照のうえ、ご不明の点については下記へお問い合わせください。
- 2 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援 A 型・B 型事業所における臨時的な在宅でのサービス提供について  
これまで、本市における在宅利用に係る取扱いについては、平成29年5月15日付け事務連絡「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事業について」の一部改正および就労移行支援、就労継続支援（A 型、B 型）における在宅利用支給決定に係る取扱いについて」により対応を行っておりましたが、今般の新型コロナウイルスへの対応等に伴う臨時的取扱いを別添資料（別紙1～3）のとおり定めましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。

#### 【別添資料】

- (参考) 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について  
(別紙1) 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援 A 型・B 型事業所における臨時的な在宅でのサービス提供について  
(別紙2) 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援 A 型・B 型事業所における臨時的な在宅でのサービス提供の届出  
(別紙3) 新型コロナウイルスへの対応等に伴う臨時的な在宅でのサービスの支援体制に関する報告書

#### 【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部  
(項番1についての問合せ)  
運営指導課 Tel: 06-6241-6520 Fax: 06-6241-6608  
(項番2についての問合せ)  
障がい支援課 Tel: 06-6208-8076 Fax: 06-6202-6962